

飯田短期大学 後援会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は飯田短期大学後援会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は家庭と大学との連携を密にするとともに大学の発展を期し、施設設備の充実をはかり学生並びに教職員の福利厚生を増進に寄与する。

第 3 章 会 員

第 3 条 本会の会員は学生の保護者または学生本人を通常会員とし及び本会の趣旨に賛同するものを特別会員とする。

第 4 章 役 員

第 4 条 本会に次の役員をおく。

会長	1 名
副会長	2 名
監事	2 名
幹事	若干名

第 5 条 役員を選出及び任期

役員は総会において選出する。但し、副会長のうち 1 名幹事 2 名は大学より選出する。

役員任期は 1 年とし再選は妨げない。

第 6 条 役 員 の 任 務

会長は会を総務統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。

監事は会務及び会計を監査する。

幹事は会務を分掌する。

第 5 章 会 費

- 第 7 条 本会の会費は次のとおりとする。
通常会員 年額 25,000 円とし各年次の 4 月に納入する。
ただし、長期履修学生については入学時に全修学期間分として
50,000 円を納入するものとする。
特別会員 別に定める。

第 6 章 会 議

- 第 8 条 本会は通常年 1 回総会を開くほかに必要に応じて臨時総会を開く
ことができる。

- 第 9 条 本会は必要に応じて役員会を開くことができる。

- 第 10 条 本会の事務所は大学におく。

第 7 章 会 則

- 第 11 条 本会会則の承認及び変更は総会において決する。

第 8 章 補 則

- 第 12 条 本会運営上の必要事項については別に施行細則を定める。

- 第 13 条 本会則は昭和 43 年 3 月 17 日より発効する。

附 則

- (1) 平成 24 年 7 月 24 日 一部改正
(2) 令和 5 年 7 月 27 日 一部改正